



創大アジア研究

第11号

特 別 講 演

南タイの洪水多発地域に於ける復興と総合開発(英文)

.....タイ国チュラポーン王女殿下

論 説

中国語学習と中国六角恒廣

イレミアス・ファン・フリート著「シアム王統記」の

記事に関する覚書生田 滋

阮朝初期の「下洲公務」に就いて陳 荊和

企業集団財務の環太平洋地域における展開とその特徴

—三菱銀行とJ.P.モルガン銀行との比較を通して—坂本恒夫

香港の離婚紛争に関する一考察高橋 強

現代中国の農業増産と基本建設投資の圧縮武 澎東

翻 訳

中国見聞録 — 十六世紀欧州人筆下之中国 —趙 令揚

創価大学アジア研究所

1990年3月

The Journal of Institute of Asian Studies

(Soka University)

No.11

March 1990

Commemorative Lecture

Restoration and Integrated Development of the Flood
Affected Area in Southern Thailand H. R. H. Princess Chulabhorn

Articles

On the Learning of Chinese Language and Studies
on China Tsunehiro Rokkaku

Notes on the Short History of the Kings of Siam,
written by Jeremias van Vliet in 1640 Shigeru Ikuta

On the "Hạ-châu Missions" (下洲公務) conducted during
the early Period of the Nguyen Dynasty Chingho A. Chen

A Study on the International Development in
the Pacific Rim Areas and its Characteristics of
the Financing by Japanese Business Groups Tsuneo Sakamoto

A Study on the Grievances caused by Divorce in Hong Kong ... Tsuyoshi Takahashi

Agricultural Yield Increase and the Compression
on Investments in the basic Establishments
in contemporary China Peng Dong Wu

Translation

Descriptions of China, viewed by Europeans in
the 16th Century Ling Yang Chiu

Miscellaneous

Institute of Asian Studies, Soka University
Tokyo, Japan

阮朝初期の「下洲公務」に就いて

陳 荊 和

はじめに

大南寔録正編の第一、二、三紀、即ち18世紀80年代から19世紀40年代に掛けての嘉隆、明命、紹治三朝のほぼ60年間、東南アジア各地との通交に関する記載の中にしばしば阮朝の官船が「如下洲公務」という記事が見えている。こういう公務の内容、性格はいかなるものであったか、又下洲とそれに関連する諸地名は何処を指すのか、これらの問題の解明を試みるのが本文の目的である。

当時阮朝政府が通交した東南アジア、南アジアの地名乃至は国名として下洲以外に、江流波、小西(洋)、孤亜、瑪羅榭、新嘉波、檳榔嶼、柔仏、三吧凌等の名も見えているが、これらの名称の指す地理的範囲は中国における用法と殆ど同じである。これに反して下洲は何処を指すのか、年代によっては明確にこれを特定できない場合があり、大南寔録正編を史料として扱う場合困惑することがある。

近代ベトナムと西欧諸国との交渉についてはつとにH. Cordier, Ch. B. Maybon, J. Chesneaux, A. Lamb, Wong Lin Ken, N.

Tarling, Nguyễn Thế Anhの諸氏が外交、貿易の面から優れた論考を発表されているが、多くは英国東インド会社の史料や記録に依据したもので、ベトナム側史料は余り顧みられなかった。この小考は大南寔録正編に見えるベトナム側史料を掘り上げて、それと欧州史料との対比を試みた。

I. 阮朝初期出洋公務の概況

先ず年代順に関係の史文を挙げよう。

大南寔録正編第一紀、戊申九年(1788)八月条(k. 3, 17b)に、

命内院鄭進才、周文觀等往下洲、採買砲彈、硫黃、焰硝以備軍用、

と見えているのが下洲の初見である。ベトナム史学院翻訳組の大南寔録ベトナム語訳本は上文の下洲に、「即ちXanh-gia-pua、或いはTân-Gia-Ba、俗にMiền dướiと称する」と注を加えている。⁽¹⁾これは西山政権との長期に亘る内戦で同年八月一旦嘉定(Gia định)を収復したばかりの阮福映(後の阮朝初代皇帝嘉隆帝)が砲彈、硝薬の調達に使者を下洲に派遣したのであるが、以後同様の目的で阮主陣営は使者を何度も下洲方面に派遣している。

庚戌十一年(1790)十二月条(第一紀, k. 5, 11a)には,

命内院陳武客往江流波, 採買兵器

とも見えていて、史学院の翻訳組はこの江流波(Giang-luu-ba)に、「即ちGia-các-ta (Jakarta), 現在のインドネシア首都」と注釈を加えている。⁽²⁾元来近世の華僑や華商は咬啗吧という名称でジャカルタを指していた。明史和蘭伝ではこれと同じ文字を使用し、明張燮の東西洋考では下港の条に加留吧と注し、海録では噶喇吧となしている。ジャバ語でココ椰子(Coco-palm)をKalapaと称しており、ジャカルタはオランダ人渡来前Sunda Kalapaと呼ばれていたもので、華僑や華商も咬啗吧の名でここを指したのであろう。又オランダ時代のBataviaの名については巴道以啞或いは目叟余と中文訳されていた。⁽³⁾史学院翻訳組は江流波(sv. Giang-luu-ba; 福建音: Kang liu po)をJakartaの訳音と見ているようであるが、これは寧ろ咬啗吧(Kao liu pa)の訳音と見た方が合理的であろう。華夷変態でも見られるように、ジャカルタから長崎に来商した華商の船は一律に咬啗吧船と呼ばれていたのである。

癸丑十四年(1793)十一月条(第一紀, k. 6, 35a):

命該隊咭啞鳴(Qùang-nói-vè), 隊長巴哆岐(Pa-dō-chê)(均西洋人), 往姑亞(Cô-á)城, 瑪羅檣(Mā-la-kha)等處採買兵器

上文に見える姑亞は大南寔録正編第一紀丁未八年(1787)正月条にも見えており、翻訳組はこれをインド Malabar 海岸に於けるポルトガル属領のGoaに、又瑪羅檣をマレー半島の

Malaccaに当てている。⁽⁴⁾両名の西洋人は阮福映に仕えたフランス人義勇軍で、前者はGodefrey de Forçanz,⁽⁵⁾後者はJean Labartette主教ではないかと思われる。⁽⁶⁾

丙辰十七年(1796)十月条(第一紀, k. 9, 3a):

命該隊巴郎緋(Ba-lang-hy), 巴羅移(Ba-la-di)(紅毛人)往下洲採買兵器,

海国図志(卷十三, 東南洋海島国三)を引き、「英圭黎, 華人呼為紅毛」と記すように、紅毛はエゲレス(イギリス)人を指した場合もあるが、寔録での用例はまちまちで、紅毛は西洋人と同じく欧州の白人種を指した場合が多い。上文の巴郎緋, 巴羅移は後述するように共にフランス人であった。

丁巳十八年(1797)二月条(第一紀, k. 9, 15b):

命内院曾光蘆往柔仏国, 採買兵器

翻訳組はこの柔仏(Nhu-phật)に、マレー半島南端のJohore国と注しているが、⁽⁷⁾これは疎略な注釈であって、今のJohore Bahru(華僑は柔仏新山と呼ぶ)を指すのではない。柔仏の名は明史柔仏伝に始めてみえる者で、同伝には「柔仏一名烏丁礁林」とある。許雲樵氏は烏丁礁林をUjong Tanahの対音とし、これを旧柔仏(Johore Lama)に考定された。⁽⁸⁾又翌年の戊午十九年(1798)十一月、「柔仏国遣使阿冰檣濯來献方物, 厚賜遣還」とあるのはSultan Mahmud III(1770-1812)の事であらう。⁽⁹⁾

戊午十九年(1798)十二月条(第一紀, k. 10, 18a) :

命欽差属内衛尉烏離為(Ô-li-vi) 乘青雀号船, 如下洲採買兵器

翻訳組はこの下洲に同じく Xanh-ga-pura 或いは Tân-gia-ba と注をしている。⁽¹⁰⁾ 尚烏離為は阮福映に仕えたフランス人の Olivier de Puymanell (1768-99) のことである。

辛酉二十二年(1801)七月条(第一紀, k. 14, 30a) :

遣欽差属内該隊巴羅移(Ba-la-di) 如下洲採買砲器

これは五年前の出張に次いで巴羅移二度目のミッションであるが、それについては後述する。

1802年阮福映陣営による南北圻の統一が成り阮朝が出現すると、兵器の採購を目的とした使節の下洲派遣は途絶えるが、嘉隆八年(1809)八月に定められた河仙鎮(Hà-tiên)と暹羅、下洲間の「商船税額条例」(第一紀, k. 39, 5a-6b)によって、当時のベトナムと下洲間の通交関係の一端が伺われる。この条例は河仙鎮と暹羅商船に関する規定が主となっており、商船のサイズによる関税の額が細やかに挙げられているが、その中で河仙鎮に関連する記載を挙げると次の如くである。(第一紀, k. 39, 6ab)

一、河仙商船来商諸鎮、照麻六甲、閩婆商船征税、

一、金銀、塩米、銅錢、瑇瑁、沈香並禁、不得商売、

一、河仙与暹羅、下洲商船、但聽通商自嘉

定四鎮至広義而止、

一、諸城營鎮商民与清人居本国者、不得擅往暹羅及下洲商売、

これによって当時下洲船のベトナム海港に來商する者はマラッカ、ジャバ商船と同じ額の関税を課せられたこと、広義以南の港だけで交易できたこと、金銀、塩米、瑇瑁、沈香等の重要物資はベトナムから持ち出し出来なかったこと、又ベトナム在住の清人は政府の許可なくしては妄りに暹羅や下洲に赴いて通商することが出来なかった事が分かるのである。

明命元年(1820)明命帝が即位すると、同年六月には内翰陳永佑等が、次いで三年(1822)六月には該隊胡文奎等が「採買貨項」のため広東に派遣されたが、殆ど時を同じうして、下洲方面にも官員が遣わされることとなった。

明命四年(1823)二月条(第二紀, k. 19, 14 b-15a)に、

命該奇吳文忠、巡海都營黃忠全等分乘平波、定浪二号船、如下洲

とあるが、その使命について明命帝は特に上諭を与え、「此行非為市貨、正欲知外国山川風物、尔等所至須熟看子午盤、記注明白、俾知方向」と述べている。これによって見るに、吳文忠、黃忠全等の使命は従来の武器彈藥の購買ではなく、「市貨」即ち通商乃至は物資の購入でもなく、外国の山川風物を知り、子午盤(羅針盤)の使用法に熟練することにあるうか。言い換えれば、下洲方面の海外情報の収集と航海術の訓練であったとのことであるが、これは後述するごとく大南寔録正編の粉飾であるし、又この航海はその前後において

可成りの波瀾を含んだものであった。

もともと正巡海都営黄忠全に下洲出張の命が下ったのは明命三年(1822)七月であったが、黄忠全は一旦嘉定に帰ったのち官船に搭乗して下洲に赴かん事を申し出た。明命帝は在京の兵員を同行させるので、出発時期まで京に留まるよう命じた。所が黄忠全は今度は下洲への航路を良く知らないとし、申し出た。明命帝は怒って黄忠全を譴責したが、帝の諭旨が寔録に見えている。その趣旨は、「黄忠全の言いぐさは前後撞着しており、実は公差(出張)に託して嘉定に帰り、私貨を弁じて下洲で貿易をして自己を肥やす所存であり、又下洲は順安海口から僅か(数)十余日の航程にあり、彼は巡海の職にありながら航路を知らないと言い出すのは従来一体何をしてきたのか、況んや副巡海の蔡雲貴は何度も下洲に赴いている筈だし、その属下は誰も残っていないのか、若し黄忠全と都営の人員で海路に通じている者がいないならば、巡海都営を置くのは全くの無駄ではないか、」というのである。(第二紀, k. 16, 19ab)

黄忠全は元来天地会系の海賊何喜文の部下で、丙午年(1786)当時バンコックに亡命していた阮福映に何喜文諸共帰属した者で、阮福映の北伐に功績があったので巡海副都営に任じられていたのである。⁽¹¹⁾案ずるに、正巡海都営というのは海洋パトロール隊の司令官であろうかと思われる。その職に在る者が下洲に行く航路を知らないというのは明命帝ならずとも呆れる話である。その為か、ユエの朝廷は兵部に命じて中国人貿易業者と思われる

鄧亜養と林亜保に接触した所、協力すると申し出たので、この両名を同行させる事とし、一方黄忠全は錦衣衛に監禁され、数カ月後やっと釈放された。(同上)

明命四年(1823)二月、該奇吳文忠と黄忠全は平波、定浪の二船に分乗して下洲に下向し、同年十一月帰還したが、帰国するやいなや責任者の吳文忠と黄忠全の二人とも処罰される羽目になった。先ず官物を横領したのかどで黄忠全に告発されたので、吳文忠は捕らえられ、甘露に流されたが、明命帝は吳が望閣(バンコック)功臣の一人であったことを思い、これを釈放して北城(ハノイ)に配属することとした。一方、黄忠全は吳を告発したことで賞金として錢一百緡を賜ったが、(k. 19, 15a) 明命帝の意に逆らったことが発覚して彼も罰せられることとなった。寔録の記載によると、帝は上述の鄧亜養、林亜保以外に内営該隊の何亜六と陳亜三を選んで下洲へ同行させることにしていたが、出発の際黄忠全は勝手に額外の何亜満と黄亜喜を以て換えたことが帰国後発覚し、遂に黄忠全は正巡海都営から平の該隊に降格させられた。(k. 23, 10b) このように黄忠全は一時失脚したが、後に正巡海都営に返り咲き、嘉定城に配属された。⁽¹²⁾この一兩年間下洲公務をめぐってユエ政府内で起きた悶着は、管見によれば公務の目的地である下洲の概念に変化のあったことを示唆するもので、下文で詳しく論じたい。

明命五年(1824)十二月条(第二紀, k. 30, 15ab):

遣該奇胡文奎等分乘平洋、定洋、平波、

安波諸号船，往下洲，江流波公務

この引文に続いて、瑞竜や平洋の如き大船がダナン海口や順安港に入港する際の号砲の数が定められた。即ちダナン入港の際には船の方で黄旗を掲げて号砲を三発、これに対し奠海砲台の方も黄旗を掲げて号砲七発を発射、順安港入港の際には船と鎮海砲台側で共に黄旗を掲げ、それぞれ号砲三発を放つこととなった。

明命八年(1827)十二月条(第二紀, k. 49, 37a) :

遣院使阮仲併, 衛尉陳文礼, 文書房陳公璋, 侍衛阮文玩等分乘威風, 奮鷗, 静波諸号船, 如下洲公務

明命十一年(1830)十月条(第二紀, k. 69, 24a) :

遣署中水副衛尉段格, 乘清海船如下洲公務

明命十二年(1831)正月条(第二紀, k. 71, 14a) :

命内閣典簿阮大瑾, 司務陳文恂等, 乘平海船往下洲公務

明命十二年(1831)十一月条(第二紀, k. 77, 5ab) :

遣水軍衛尉陳文礼, 副衛尉潘文敏, 段格等, 分乘威風, 清洋, 平洋諸号船, 往江流波, 板榔嶼, 下洲公務, 革員潘清簡派從效力

上文に見える「革員」とは罪を得て革職された官吏のことで、当時罪の償いとしてかか

る革員が下洲、江流波方面の公務に随行して服務することがしばしばあった。此処に見える潘清簡は後に嗣德時代南圻總督に任じ、1863年命を受けてバリーに使し、ナポレオン三世の政府と交渉して南圻東三省の収復を策したが失敗し、次いで1867年7月フランスによって西三省も占領されるに及んで、引責自殺をした悲劇的な人物であった。尚同月条には戸部侍郎充弁閣務の何権が「罪当問徒, 特令革職為兵, 發往洋程效力」とあり、又同年(1831)九月条によると、工部侍郎の呉福会も咎を受けて革職され、平海船に同行したと思われるが、途中で卒したので帝はそれを憐れみ、工部侍郎の原職に復したとのことである。

明命十三年(1832)正月条(第二紀, k. 78, 18a) :

遣城守尉阮登暄, 黎文慶等, 乘平字八号船, 如下洲公務

明命十三年(1832)十月条(第二紀, k. 85, 26ab) :

命城守尉阮登暄等乘定洋大船, 往新嘉坡公務, 向例派員往外国各用勅, 帝以演習洋程亦是尋常差派, 若仍作勅命之辭, 未重国体, 乃令戸部嗣後改給商舶文憑

この引文で新嘉坡(シンガポール)の名が初めて現れるのは注目すべきである。又従来海外公務の官船は勅書を携帯していったが、このミッションから戸部発行の商舶文憑、即ち商船のライセンスが勅書に代わることとなった。

明命十三年(1832)十一月条(第二紀, k. 86,

18ab) :

遣前水副衛尉潘文敏、後水副衛尉阮進寛、
右水副衛尉阮文質帶同革員黃文直、潘輝
注、張好合、分乘奮鷗、瑞竜、安洋三大
船、往江流波公務

この引文により、歴朝憲章類誌の撰者であ
る潘輝注(1782—1840)や張好合のように、
後に名を成した人達が革員として随行してい
ることは注目に値する。特に潘輝注は帰国後、
「洋程記見」(或いは海程誌異、或いは海程誌)
を著してその見聞を記したとのことであるが、
散逸したらしく未見である。⁽¹³⁾ 尚三隻の官船の
内、瑞竜と安洋は十四年(1833)九月には帰
国したが、随行した革員の一人である黃文直
(別に黎元直に作る)は洋程の途中で卒したの
で、貝外郎の職を復せられた。(k. 88, 22b)

明命十四年(1833)正月条(第二紀, k. 88,
18b) :

遣水軍率隊黎文饒等、乘平洋大船、如下
洲公務

明命十五年(1834)正月条(第二紀, k. 118,
7b) :

遣該隊阮良輝、主事李文腹等管乘定洋、
清洋諸号船、如下洲公務、帶隨筆須稽人
個路(Cruz?), 秀羅、(二人名、原安挿在
沱漫汎)放之還国

筆須稽人は大南寔録正編第一紀丁未八年
(1787)正月条にも見えており、その越読音は
Bút-tu-ke、即ち佛語のPortugaisの訳音であ
る。⁽¹⁴⁾ この二人のポルトガル人は難船のためダ
ナンに収容されていたのであろう。

明命十六年(1835)九月条(第二紀, k. 159,
29a) :

遣長史陳興和、校尉阮良輝等、乘奮鷗大
船、如下洲公務

明命十六年(1835)十一月条(第二紀, k.
162, 18b—19a) :

遣水軍副衛尉阮文法、二等侍衛武輝用等、
帶同效力陳名彪、乘靈鳳大船、如小西公
務、又令通言阮文敏与充四訳館陳大忠、
阮有光從船前往下洲、仍留學習

寔録はこの後、引き続いて派員出洋に就い
ての明命帝のコメントを載せている。

帝謂侍臣曰、我所派兵船往諸外国者、蓋
欲使「諳熟海程、且知諸形勢風俗」、非競
利也、若以利言、則国家所乏非財、又何
必遠求為哉

この度の公務は従来の航海訓練と情報の収
集以外に、語学の留学生を下洲に送ったこと
である。阮文敏等は恐らく阮朝政府が外国に
派遣した最初の留学生であり、留学先の下洲
はシンガポールであって、その学習した言語
は英語であったと思われる、又小西は小西洋
の省で、大西(洋)に対応するものであり、
両名共に五十年前の阮福映乙巳六年(1785)
正月条の次の記事に見えている。(第一紀, k.
2, 15b)

皇長子景至小西洋、会大西国有妾、乃棲
于小西封卑嘍哆城

この記事は嘉隆帝(阮福映)の長子景(Cánh)
が、1785年パリー外方伝道会の百多禄主教
(Eveque d'Adran, Pigneau de Béhaine) に
伴われ、ルイ十六世の政府に救援を請うため
フランスに赴く途中のことを記したもので、

大西(洋)はフランス本国のこと、更に小西(洋)は翻訳組によれば、インドにおけるフランスの属領で、封卑嘜哆(Phong-tỳ-sê-ri)城は即ちコロマンデル海岸のPondicheryであると⁽¹⁵⁾なしている。従って1835年阮文法等は下洲經由でポンディセリー迄出張したと思われる。

明命十七年(1836)正月条(第二紀, k.165, 2ab) :

遣水軍副衛尉段格, 署戸部員外郎陳曰倡等管水軍弁兵乘青鸞大船, 往江流波公務
寔録はこの条に続いて, 出洋公務から帰還した兵員達の休暇に関する規定を載せている。

明命十七年(1836)六月条(第二紀, k. 170, 10a-11a) :

奮鸞船派員長史陳興和等自下洲還, 私帶鴉片禁物・爺蘇教本, 事發下刑部嚴審, 和坐發油瓶堡充軍, 同事員外郎武宰, 校尉阮良輝發甘露充軍, 副衛尉阮文勒革職, 發水軍為兵

これは前年六月下洲に下向した陳興和, 阮良輝等が帰国した際, 国内持込み禁止の阿片とキリスト教の聖書を持ち帰ったとの咎で, それぞれ処罰を受けた事に関する記事であるが, 寔録にはこれに続いて以後外国に派遣された官船が帰国した際の取調べに関する細かい規定が見えている。この事件を契機にして帰国時の取調べが強化された事は間違いない。

明命十七年(1836)十一月条(第二紀, k. 175, 13ab) :

遣内閣侍郎阮知方, 管侍衛武文解等, 帶同革員效力陳名彪, 黃公材, 分乘瑞竜,

靈鳳, 雲鵬, 青鸞各号船, 駛往江流波, 新嘉波, 檳榔嶼地方公務, 乃準定各号船派往洋程應置砲彈例, (下略)

当時の慣例として, 海外公務の任命があっても直ちに出發したわけではなく, ある程度の準備期間を置いてから出掛けたようである。同年十二月条によると, たまたま英吉利商船が黃沙(西沙)群島で難破して沈没し, 乗組員90余名が平定(Bình-dịnh)海岸に漂着したので, 阮朝政府はこれを救助し, 如西派員阮知方, 武文解に勅して, 彼らを下洲埠頭迄送り, 帰国せしめたとのことである。(k. 176, 1ab) 又当時公務出張の官船には可成りの兵員と大砲彈藥が装備されていた。これは当時シャム湾, マラッカ海峡, マレー沿岸で猖獗を極めた海賊に対抗するためであったことは言うまでもない。

明命二十年(1839)正月条(第二紀, k. 207, 7a-10b) :

分派官船如外洋公務

瑞竜船: 正弁=參知陶致富, 副弁=員外郎陳秀穎, 往江流波

奮鸞船: 正弁=署侍郎陳彪, 副弁=員外郎高有贊, 往三吧凌

靈鳳船: 副弁=副衛尉阮德隆, 員外郎黎伯秀, 員外郎潘靜, 往小西洋

仙璃船: 正弁=郎中陳大本, 副弁=署員外郎阮猷, 往下洲

祥鸞船: 正弁=郎中黎文秋, 副弁=員外郎杜懋賞, 往下洲

この度の外洋公務は江流波, 三吧凌, 小西洋に一隻づつ, 下洲に二隻派遣されて居り, 規模の最も大きいものであった。従来の寔録

の記載では、単に指揮官（官職、姓名）が某船に乗り、或いは分乗して、何処に出向いたと記すのみであったが、この度の公務発令から寔録の記事も詳しくなり、船名、行先以外に、指揮官は正弁（指揮官）、副弁（副指揮官）に分けてその官職と姓名を記すようになった。その記事を整理したのが上掲の文である。尚上引文に続けて、寔録は各船搭載の砲弾の数量と帰国した際出洋人員に対する賞罰の例を挙げている。

明命二十一年（1840）四月条（第二紀，k. 212, 32b-33b）：

瑞竜船派員參知陶致富，貝外郎陳秀穎等自江流波公回，（中略）致富買得西洋氣機船一艘以獻

この西洋氣機船は蒸気船の事であり、明命時代の阮朝政府が購入した最初の汽船であったようである。但しこれが江流波（Jakarta）で、或いは立ち寄ったと思われる新嘉波で購入したのか、又その船名、サイズ、性能に就いては依るべき史料がない。陶致富は明命帝には「富浪沙人」（フランス人）から買ったものであると報告している。尚、寔録はこの記事で明命帝と陶致富の第一次阿片戦争に就いての談話を載せている。

明命二十一年（1840）五月条（第二紀，k. 213, 10b-11a）：

遣副衛尉協領侍衛阮進双，充清洋船正弁，貝外郎陳秀穎充副弁，送洋人哺移助等（派員陶致富所雇，護隨氣機船）回下洲地方，因便採買貨項
この度の阮進双等の任務は陶致富の購買し

た蒸気船の哺移助以下の洋人乗組員達を下洲まで送り届け、ついでにユエ宮廷の必要とする物資を購入することに在った。

明命二十一年（1840）十一月条（第二紀，k. 219, 13a-14a）：

分派官船如外洋公務，背鸞船以參知陶致富充正弁，貝外郎潘頭達充副弁，往江流波・三吧凌，瑞竜船以黎文秋充正弁，往新嘉波

尚、上文には外洋出発前、各官員の休暇申請に関する規定が見えている。

明命帝が死去して、紹治帝（1841-47）が即位すると、紹治二年から再び外洋公務が始まった。年代順に寔録の記載を整理して次に掲げよう。

紹治二年（1842）十一月条（第三紀，k. 26, 5a-6a）：

金鸞船：副弁＝二等侍衛武文智，內務府貝外郎阮文功，往江流波地方

靈鳳船：副弁＝署戸部貝外郎尊室常

雲鵬船：副弁＝內務府貝外郎陳秀穎

翔鶴船：副弁＝漕政副使阮公義

均往新嘉波地方，操演水程，仍照內政府清單採弁，至三年（1843）正月，翔鶴船纔出順安海口，遭風飄蕩，不知所之，惟公義陸行，幸免

紹治三年（1843）十二月条（第三紀，k. 35, 1b-2a）：

奮鵬船：正弁＝戸部原左參知陶致富，副弁＝內務府貝外郎陳秀穎，往江流

波

靈鳳船：副弁＝尚茶院使黎茂幸，往新嘉波

神蛟船：副弁＝漕政副使阮公義，往新嘉波

以開正放洋操演水程，照內務府清單採弁，致富年前派往江流波弁理，多未清，故復命之往

引文内で年前云云と言っているのは明命二十一年（1840）十一月の陶致富の江流波行きを指すのであるが，その際処理し切れなかった残務が在るために再度派遣されたのである。

紹治四年（1844）七月条（第三紀，k. 40, 19a-22a）：

陶致富自西洋回，進火機船一艘，值二十八萬緡余，初明命年間，致富奉派如西買火機小船以歸，有烟飛，霧飛，香飛等号，至是又以大船進，名為電飛火機大船

この引文によって，江流波での陶致富の残務整理は実は電飛火機大船の購入であったことが伺われるが，寔録はこの後電飛号のサイズ，構造について可成り詳しく記している。それによると，船身の長さが九丈五尺七寸，幅二丈一尺五寸，深さ九尺で，船側に大きな車輪が取り付けられていたという。又その速度も，当時南圻サイゴン川河口の芹蔭汛から京のユエまで陸上の馬運（早馬）で四日六辰五刻もかかったものを，電飛号は僅か三日六辰でこなし，陸路の早馬より一日五刻も速いと驚嘆の筆致で以て書かれている。紹治帝はわざわざ順安迅まで出向き，電飛，雲飛，霧飛の諸号船の操練演習を見た程であったが，此処で一寸問題となるのは，三年十二月条で

陶致富は江流波に派遣されたと言っているのに，四年七月条では陶致富は西洋から帰ったとなっていることである。或いは陶致富は江流波（Jakarta）から他の船を乗り継いで西洋（フランス）に赴き，電飛号を宰領してユエに返ってきたのかとも取れるが，僅か六，七箇月でベトナム，ジャカルタ，フランスを往復することは当時の交通事情から見れば不可能であるので，上文に見える西洋は東西洋考に見える西洋の意味で理解すべきかと思う。

紹治六年（1846）十一月条（第三紀，k. 62, 21ab）：

遣戸部右侍郎尊室常，郎中阮公義等，乘宝竜大船，駛往江流波地方，工部署郎中武廷意，員外郎杜俊大，乘彩鸞大船，駛往新嘉波地方，操演水程，因便採買貨項宝竜船は翌七年（1847）七月には帰還して，尊室常等はそれぞれ賞与を受けたが尊室常が以前広東に赴いた際，清商の裕興船号に引文（紹介状）を与え，ベトナムに来商する事を勧めたとの事実が発覚して問題となっている。（k. 70, 12b）

上文で略述したように，紹治時代（1841—47）の七年間を通じて，外洋公務は四回行われたが，その行先は何れも江流波と新嘉波に限られており，陶致富等による蒸気船の購入が主な目的であったようである。

II. 越南，下洲間貿易の問題点

以上嘉隆，明命，紹治三代の下洲公務の概要について概観したが，三圻統一前，下洲公務の目的は純然たる軍需調達であったのに対

し、統一後の嘉隆時代(1802-20)には官船を下洲に派遣した記録が見当たらない。一方、明命四年(1823)から再開され、紹治六年(1846)まで続いた下洲及びその他地域への公務の目的は、水軍兵員の航海訓練、国際情勢の収集と内務府の必要とする物資、物品の調達が主な目的であった。その他に捕獲した海賊の遣送(1833)、越南逗留中の洋人の送還(1834年、2人のポルトガル人、1836年難破した90余名のイギリス船員、1840年購入汽船乗組員補移動等)、留学生の派遣(1835)と蒸気船の購入(1839、1843)等が挙げられる。

上述したように、阮朝政府は嘉隆八年(1809)から国産の米穀と金銀、銅銭、塩、珪瑯、沈香等の重要物資の外販やベトナム商人及び居留の清国商人が勝手にシャムや下洲に赴いて貿易することを禁じ、シャム、下洲の商船が広義以北の港に出入りすることを禁じたのであるが、政府の下洲公務が進展するに従って、南圻産米穀の密輸出と阿片の密輸入が次第に問題となってきた。

その対策として、明命五年(1824)三月、阮朝政府は阿片の禁令を發布するとともに、「盗売粟米条例」も制定して公布した。その前文で明命帝は、「嘉定には多くの姦商がいて粟米を盗載しては下洲や清商に売っているので、廷臣に命じて厳格な条文を議定してその弊害を改めるよう命じたが、衆議によれば、嘉定は南方の巨鎮であり、田地は肥沃で、粟米は諸鎮に冠たる者がある。従来平定(Bình-dịnh)以北は南圻米に頼るところが多く、嘉定の米価が上がると他地方もこれに倣うので、粟米

の盗売は国計民生に深い関わり合いを持っている」と述べている。条例には取締りの方法、罰則を子細にあげてあり、最後に若し嘉定城の管内で下洲に貿易に赴く商人が有れば、その口糧に足りる分の米の携帯を許すが、その制限外の米を積み出す者があれば嚴罰に処することが定められている。(第二紀, k. 26, 10a-11b)

更に粟米条例に関連する処置として、明命六年(1825)七月阮朝政府はシャム、大全、真奔(Chantaboun)及び下洲から米を積んで河仙鎮に來商した外国船には、その舶來した米の数量の多寡に応じて港税を免ずることとした。例えば、積荷の八割以上が米ならば全免、五割以上ならば七割の減税、三割以上ならば五割の免税という具合である。これは当然上述の粟米条例と表裏を成すもので、積極的な粟米輸入の奨励策であった。(第二紀, k. 34, 7a)

次いで明命十三年(1832)六月条によると、河仙奇正隊長率隊の鄭侯煒が暹羅海賊の偵察を口実にして、米と砂糖を下洲に運んで密売したことが派員阮知方によって告発された。鄭侯煒は河仙鎮都督であった鄭天賜の後裔と思われるが、ここで不審なのは同条によると阮知方は署中水副衛尉段格に同行して、呂宋(Manila)に出張していたのにどうして鄭侯煒が下洲で米の密売をしたことが分かったのかということである。しかも同条は「阮知方見之、還以事奏」と記しているのである。或いは段格、阮知方の一行は下洲に立ち寄って鄭侯煒の密売を知ったのかもしれない。その間

の状況説明を欠くのが寔録の杜撰な所であろう。いずれにせよ、鄭侯煥は明命十四年(1833)十月帰国後阿片を密買したこともばれて、遂に嘉定総鎮によって逮捕され、兵部の査問を受けて獄に繋がれた。(第二紀, k. 108, 13a)

同年(1832)下洲公務から帰還した尊室脈が明命帝に提出した上奏文によると、彼が下洲に到着した際、米百斤番銀三、四元の値段であったのが、数カ月立たぬうちに一元前後に下がったとのことである。この現象について明命帝はコメントしているが、当時の米や阿片をめぐる南圻と下洲の関係が良く分かるので、次に全文を引用しよう。

帝曰下洲諸島土地磽确、田禾稀少、米粒常多不繼、往々取給於嘉定及暹羅諸商船以資食用、而暹羅去秋水災、民多菜色、安有米粒売之他處、必也在城海禁疎怠、故姦民多託行商盜載貿易、不然此島何從得此米粒、遽爾減賤若是乎、朕向聞阮知方之言、固已疑之、今燭此情形果不誤矣、夫米粒民之所資、輸売於他既屬不可、而所易之貨又無一長物、至有蔑視刑章、復盜買鴉片載回、規圖厚利、播毒於人、此風在嘉定為尤甚、其令城臣立即密委幹、多方探拏、及嚴飾諸汛守、務期捕獲姦狀、查明加等問治、(第二紀, k. 79, 27ab)

上文によって南圻の米穀を以て下洲の阿片に換えるパターンの密貿易が随分盛んであったことが伺われるが、ユエ朝廷の関心と取締りの厳命にも拘わらず、この種の密貿易は跡を絶たなかった。

インド総督Lord Hastingsの命を受けて1822

年9月、ダナンとユエを訪問したJohn Crawford (1783-1868) はその報告書(1823年4月3日の日付)の第141項目の中で、ベトナムに於ける阿片の消費に触れ、年間約150箱が国内に持ち込まれ、(一箱の卸値は3,500スペイン・ドル)その三分の二は北圻で、三分の一は南圻とカンボジアで消費されるが、新嘉波開港前は一部は広州からジャンクで、大部分は広州から陸路によって供給されたという。⁽¹⁶⁾この観察の裏は新嘉波開港以後、阿片は直接新嘉波からベトナムに密輸入されたという事であろう。

明命十七年(1836)二月には再び「商船盗売米粒之禁」が公布され、この際の明命帝の諭(第二紀, k. 166, 33b-34b)には、

乃近聞派員多称、船到下洲常見本国民船私向売米、一見官船始皆驚懼四散、又聞往々為閩婆島夷擄掠、其幸不為所擄者、則又私買鴉片帶回貿易、事事弊端不一、とも見えていて、重ねて慶和、平順以南の南圻六省の督撫、布政が取締を強化しよう命じている。しかし海国図志(巻九、東南洋、海岸国)所引の外国史略によれば、道光十四年(1834)新嘉波(或称新実力坡、或称新埠頭)に来商した「各西国及他国」の甲板(商船)は472隻で、その内中国船は27隻、暹羅船は24隻、蕪来由(マラヤ)船は72隻で、越南船は49隻を数えるとのことであり、依然として多数の越南船が南下していたことが分かる。

一方ベトナム国内では、明命十七年(1836)五月、南圻永隆省安泰守の守禦黎文潤が清商から賄賂を受取って、米穀の密輸出を幫助した事件が起きており、又同年六月には下洲公

務から帰還した奮鵬船派員長史陳興和の一行が禁物の阿片や耶蘇教の書籍まで持ち帰ることが発覚して、関係者がそれぞれ処罰されている。その為、以後公務から帰還した官船の派員や兵弁達は到着した順安汛や沱囊汛で、海外で購入した物品や個人の荷物について、戸部、工部、都察、侍衛の各役所から派遣された人員によって子細に取り調べられたのち、始めて上陸を許される事となった。(k. 170, 10a-11a)

翌明命十八年(1837)三月、嘉定の清人で黄葉なる者が建安公府(皇弟吳の邸)の職員黄文通と結託し、私船を餽船(官船)と目認させて、十数年間下洲、福建、南北圻で通商に従事し官税を収めなかったことが露見した。(k. 179, 29b-30a)

このように明命、紹治の兩朝下洲公務は南圻方面のベトナム商人や清商が競って下洲に赴いて米穀を密輸出し、その見返りとして阿片を密輸入する悪風潮を生じ、それがなかなか是正されないことから次代の嗣徳帝をして、1842年から新しく英国の植民地、自由港として誕生した香港に眼を向けさせる転機となったと思われる。

1819年から1869年までのシンガポール対外貿易についてはシンガポール大学の黄麟根(Wong Lin Ken)氏の英国東インド会社側史料に基いた詳しい研究が夙に発表されているが、その一部である1820年代から1850年代迄のベトナム(Cochinchina)との貿易の箇所⁽¹⁷⁾で黄麟根氏は次の様に述べている。

1822年のJohn Crawfordのミッションで、英国商人はサイゴン、ダナン、ファイフォー(会安)とユエでの貿易を許されたのにも拘わらず、これを活用しようとしなかったのが、1825年国王(明命帝)はシンガポールの理事官に対して、この点についての不満を表明した。具体的な数字で見ると、双方の貿易額は1824年僅かに\$93,781、1826-27年には\$134,698に過ぎない。シンガポール、ベトナム間の初期の貿易はベトナム在住の華商によって運営されたが、1825年国王は官員を二隻の武装ジャンク船に搭乗させて、シンガポールに派遣し、毛織物と硝子器具を購入させた。後で判明したことだが、これらのベトナム官吏はマラッカ海峡に於けるヨーロッパ人居留地の状況や山川風物を調べて報告する目的も有ったのである。黄麟根氏はこの件の消息をSSR (Straits Settlement Record) に収められているGovernor's Letter to Bengal, 1831-67から引いているが、これは明命四年(1823)二月平波、定浪の二船に分乗してシンガポールに赴いた吳文忠と黄忠全の下洲公務を指したのであろう。黄麟根氏はこの度のベトナム官員の報告が如何なる者であったにせよ、これを契機にしてベトナム王室によるシンガポール貿易の独占が始まったことに注意している。一般のベトナム人民は武器の所有を許されなかったのが、シンガポール貿易に従事するためには当時シャム湾からマレー半島東岸にかけてはびこっていた海賊の挑戦に無防備で立ち向かわねばならなかったのである。

1844年春ベトナムを訪問したIsodore Hedde

の報告によると、ベトナム国王は自国の産物を任意の価格で人民から買上げ、それを五隻の横帆船と汽船に積んで広東、バタビアとシンガポールに送っている。シンガポールには自国と中国産の絹、緑茶、南京木綿、肉桂、犀角、米、砂糖、塩、象牙、水牛の皮、貴木、宝石の類を搭載してまいり、見返り品として、軍服用のCamlet(外套用の薄い布地)、長いelle(1 elle=45インチ)の粗布、錫、阿片、銃器とインド物産を仕入れて帰ったとのことである。ここでHeddeが述べているのは明らかに紹治二年から三年にかけて(1842-43)、武文智、尊室常、陳秀穎、阮公義、陶致富、黎茂幸等が命を受けて行った外洋公務を指すのであるが、ここで図らずも外洋公務の真相が暴露された感じがする。Heddeの報告によって明命、紹治時代の下洲公務は、「演習洋程」(1832)、「諸熱海程、且知諸形勢風俗」(1835)、「採買貨項」(1840)、「操演水程、照内務府清單採弁」(1842)と公には言いながら、その実は阮朝宮廷の独占貿易であったことが伺われる。特に輸出品の中には禁制品の米、塩、砂糖、肉桂があり、輸入品の中には阿片も含まれていたことは驚くべきことで、ここにも専制王朝の性格の一面が露呈されたようである。

しかし、こういう阮朝宮廷の独占貿易は武器を持たぬため、1840年代のシャム湾で屢々中国海賊の餌食となったベトナム商人のシンガポール貿易を消滅させることは出来なかった。1850年代になると中国海賊はその活動の範囲をシンガポールの近海まで広げたけれども、ベトナム・シンガポール間の貿易は継続して進展し、貿易額は1829-30年に於いて

\$383,273、1844-45年には\$467,521に達し、その期間を通じてベトナム・シンガポール間の外交関係も良好であった。しかし、1845年アメリカのフリゲート艦 Constitution がグナン港に来て、フランス宣教師を救出しこれをシンガポールに送り届けた事があって以来、阮朝政府は対外貿易及び阿片密輸入に関する取締りを強化し、違反した者は極刑に処せられた。この取締りの強化につれてベトナム政府は海峡植民地政府との外交接触を停止するに至った。更に1850年頃からフランスとの摩擦が増加すると、ベトナム政府官船のシンガポール貿易も停止され、同時にベトナム商人の貿易活動もあらゆる手段を講じて阻止された。しかしそれでもベトナムのジャンク船は依然としてシンガポールに南下、事実上1844-45年度と1856-57年度の間にベトナム商船の貿易額は\$241,553、即ち52%も増加を見せている。これは南圻に於けるフランス軍事行動成功の影響を受けたもので、1860年フランスによるサイゴンの開港によってベトナムとシンガポール間の貿易は更に新しい局面を迎えることとなった。

III. 下洲は何処を指すのか

上引の史文を通覧すると、1788-1846年の58年間に、

下洲に18回(1788, 1796, 1798, 1801, 1823, 1824, 1827, 1830, 1831, 1831, 1832, 1833, 1834, 1835, 1835, 1839, 1840)
江流波に11回(1790, 1824, 1831, 1832, 1836, 1836, 1839, 1840, 1842, 1843, 1846)

新嘉波に六回 (1832, 1836, 1840, 1842,
1843, 1846)

小西洋 (小西) に 2 回 (1835, 1839)

板榔嶼に 2 回 (1831, 1836)

三吧凌に 2 回 (1839, 1840)

呂宋に 2 回 (1832, 1835)

柔仏国に 1 回 (1797)

ゴア・マラッカに 1 回 (1793)

阮朝の官船が出向いているが、その中で下洲には18回、新嘉波には6回派遣されていることが分かる。先ず下洲については上文で述べたように、ベトナム史学院の翻訳組は阮福映戊申九年(1788)八月条の下洲に、「即ちXanh-ga-pua, 或いはTân-gia-ba (新嘉波), 俗にMiên du'ô'iと称する」と注を与え、⁽¹⁸⁾又戊午十九年(1798)十二月条の下洲にも同じくXanh-ga-pua 或いはTân-ga-baと注している。⁽¹⁹⁾

一方明命十三年(1832)十月条から見える「新嘉波」は明らかにシンガポールのことであるが、ここに不可解な点として我々の注意を引くのは、先ず第一にシンガポールの開港は1819年のことであるのに、何故ベトナム史家は1788年から見える下洲を以てシンガポールと考えたのであろうか?。一体その下洲は何処を指すのか?。第二に、1832年新嘉波の名称が出現した後も下洲の名称は1840年まで併存し、特に明命十三年(1832)正月には下洲に、同年十月には新嘉波に、又明命二十一年(1840)正月には下洲に、同年十一月には新嘉波に官船が派遣されていることで、どうして行く先が統一されていないかと言うことである。

その間の疑問を解く鍵として、筆者は1822年のJohn Crawford (1783—1868) のダナン・

ユエ訪問に注目したい。Crawfordはベンガルの医療機構で五年間勤務した後、ペナン(板榔嶼)に三年間(1808—11)駐在し、1811—17年の間は爪哇でStamford Rafflesを補佐し、一時はJogjakartaの理事官を勤め、1820年にはかの著名なHistory of Indian Archipelago (3 vols)を出版し、当時のインド政府では新進の東南アジア専門家として知られていた。事実彼は1822年シャム・ベトナム訪問を終えた後、1823—26年にかけてシンガポールの総督となっている。⁽²⁰⁾Crawfordの訪問は当時のインド総督Hastings侯爵の命によって行われたもので、その動機はAlastair LambもそのMission of Introductoryで陳べているように、1819年のシンガポール開港により極東地区における新市場と新しい貿易資源の調査をする必要が生じたからであって、⁽²¹⁾Crawfordベトナム訪問の顛末に就いて、大南寔録正編第二紀明命三年(1822)七月条(巻16, 20b-22a)は次の如く記している。

英吉利国孟呀嘍(地名)総督退仕定使個羅科忒奉書来献方物(烏鎗五百杆, 玻璃大燈一對), 船至沱漫, 広南宮臣訳其書以進, 書中但請通商与諸外国同, 不敢請立鋪居住, 命送来京, 個羅科忒懇請瞻拜, 帝曰彼以總督派往, 非国王命, 不許, 所上品物亦卻之, 令有司議定諸国来商專条, 為商舶書示之(各專条省略), 賞給遣還
上引文の孟呀嘍(Manh-nha-hồ)はインドのBengalで、退仕定(Hà-sĩ-dinh)はHastings, 又個羅科忒(Cá-la-khoa-thác)はCrawfordの訳音であること明らかである。

Crawfordは1822年9月25日から三週間ほど

ユエに滞在したが、上引文の如く英国国王ではなく、インド総督の派遣であったがゆえに明命帝に謁見することが出来なかった。しかし阮朝宮廷は彼の一行を丁重に扱い、総督とCrawfurdに種々の贈物をし、且つ英国船舶がベトナムに来商した際の貿易の手続き、港税の子細について詳しい説明を与えた。従ってCrawfurdのミッションは商務調査の面では充分な成果を挙げ、その内容は71項目(報告書第115—185項)に分けてHastings総督に報告された。⁽²²⁾ Crawfurdはユエ滞在中、阮朝政府に仕えていたフランス人のVanierやChaigneuの助力や助言をも得たが、阮廷の彼らに対する冷淡な待遇のため、当時ベトナムにフランスの特殊権益が未だ確立していないことを確かめ得たのも彼にとって収穫の一つであった。又同年10月25日の総督宛て報告書で、彼は8月末サイゴン寄港の際、当地の裕福な中国商人が熱烈に英国東インド会社との貿易を望んでおり、又当地の商人は中国、東京(北ベトナム)、シャム、最近ではシンガポール及びマラッカ海峡とかなりの規模の通商を維持していると述べている。⁽²³⁾

Crawfurdの訪越と関連して筆者が注目したのは明命三年(1822)二月正巡海都営黄忠全に下洲出差の命が下ったことである。黄忠全は一旦嘉定に戻ったうえで下洲に下向することを申出、それが容れられないと今度は「未詳下洲路」を理由にして嘉定行きを固執したため、明命帝の怒りに触れて数カ月錦衣營に繋かれたことは上述したが、筆者の推測ではこれは強ち明命帝の邪推するように、黄忠全が嘉定に一旦戻って「弁私貨前往貿易、以肥

己」のためでもなさそうである。何んと言っても阮廷の下洲公務は嘉隆帝三圻統一前の辛酉二十二年(1801)以来嘉隆時代(1802—19)絶えてなく、実に21年振りに官船の下洲公務が企画されたのである。黄忠全がユエ都城に來訪したCrawfurdの一行と接触したかどうかは知る由もない。しかし少なくとも嘉定の華商を通じてシンガポール開港のことは聞知していたであろうが、本当に当時のベトナム巡海都営では三年前の1819年に開港したばかりのシンガポール行きの航路を熟知せず、一応嘉定地区の華商によく問い合わせたうえで出発したかったのではないかと思う。

黄忠全等の下洲公務は翌明命四年(1823)二月になって、何亜満、黄亜喜等の華商を伴って出発し、同年十月帰国したのであるが、何、黄等は明らかにシンガポールと通商していた華商達で、道案内兼紹介の労を採ったことは明らかである。要するに1823年黄忠全等が至った下洲は今のシンガポールであったと思われるが、それは嘉隆時代のベトナム官船が赴いた下洲と大分趣を異にするものであったことが寔録の記載から伺われるのである。

さて、それでは嘉隆帝の統一前、即ち1788、1796、1798、1801の四年にわたって阮朝の官船が武器弾薬調達のために出向いた下洲は何処を指すのか?。先ず下洲と言う地名は中国側地理書には見えていないものである。筆者は東西洋考以下明清の地理書や航海案内の類を渉獵したが、遂に下洲と言う地名を見出すことが出来なかった。しかしベトナム側の文献では1895年西貢で刊行されたHuỳnh-tĩnh

Paulus Cuaの大南国音字彙 (tome I, p.395) のHạ châu(下洲)の項に, Miền dưới, Phố mới, thuộc địa Hồng-mao (和訳: 下の地区, 新埠, 紅毛の属地) と解釈が付けられている。ベトナム語で Miền は地区, 地方の義であって, Miền Nam, Miền Bắc はそれぞれ南圻(南越), 北圻(北越) の簡称である。又 Dưới は「下」(しも) の義であるが, 「下」(しも) がまた南方を指すことは16世紀末日本で布教に従事していた Alessandro Valignano 等のカトリック宣教師たちが日本を「都」(みやこ), 豊後及び下の三布教区に分け, 豊後を除いた九州地方を「しも」と呼んだ例にも見られる⁽²⁴⁾。更に紅毛は上述したように英国人のことである。

次に魏源の海国図志(巻九)東南洋四には謝清高の海録を引いて,

番人称其地为息辣, 閩粵人謂之新州府,
亦作新嘉坡

となし, 又外国史略を引いて,

新嘉坡或称新实力坡, 或称新埠頭,
となし, 尚德者 (Walter Henry Medhurst)
が道光五年 (1825) に著したジャバ島案内書で
ある「咬啣吧總論」方向条にも,

自海南直往到安南山, 而離彼總無見山,
至來近新埠頭, 或曰息力

と見えている。⁽²⁵⁾ 上引文の息辣, 息力はいずれもマレー語 Selat (海峡) の訳であってシンガポール海峡を指す事勿論である。又「埠頭」は海国図志(巻十三, 東南洋, 海島国三)引く所の毎月統紀伝の呀瓦(爪哇)に関する記載で, 「唐人之到呀哇大洲立埔頭者, 自明朝始」とあるように, 「埔頭」にも作り, 波止場又は開港場の事である。

これらの引文にシンガポールの別称として見える新州府又は新埠頭は許雲樵氏が李鐘珪の新嘉坡風土記の序文に加えた注で述べているように, タイ語 Muang Mai (新州) に対応する者でもあり,⁽²⁶⁾ かくして中国商人のあいだで慣用された新州府或いは新埠頭はタイ名の Muang Mai に由来するとも解することが出来る。しかし注目すべきことは上引の海国図志(同巻)は更に地理備考を引いて,

又新埠頭, 一名布路板榔, 在馬拉加海峡
之間, 長六十里, 寛三十里, 地多肥饒,
草木茂盛

と記している。「布路板榔」は明らかに Pulo Penang (板榔嶼, 即ちペナン) の訳で, これによりペナンが華商によって新埠島とも呼ばれたことが分かるのである。要するに, 18世紀後葉からペナンが新埠島と呼ばれ, 19世紀の20年代からシンガポールが又新埠頭と呼ばれたこと, 一は「島」, 一は「頭」であるが, 何れも英国人によって建設された新しい「埠」(埔)である。この紛らわしい事実が大南寔録で下洲がペナンをも指し, シンガポールをも指した混淆に通じるのではないかと私は考える。

周知の如く, Francis Light がケダ州のサルタンと協定を結んでペナン島の割譲を受けたのは1786年である。尔來ペナンは英国東インド会社の貿易基地として重要な地位を占め, 1819年シンガポールの開港を経て, 1826年にはペナン, マラッカ, シンガポールとともに海峡植民地を形成, その政庁は1836年シンガポールに移るまでペナンに在った。一方マラ

ッカはポルトガル時代(1511—1641)、オランダ時代(1641—1795; 1818—24)を経て、1824年の英蘭協定で決定的に英国領となっている。Joginder Singh Jessyはフランシス・ライトとそのパートナーであったJames Scottがベナン島の獲得を強く東インド会社に進言した背景には、当時ベトナムに於ける阮福映—Pigneau de Béhaine一派の西山政権に対する闘争—ベトナム統一運動が進展し、引いてはフランスによる交趾支那占拠の可能性があった事、一方ではBodawpaya朝のビルマでフランス利権獲得の動きが活発になっていた事への配慮が有ったことを注意している。⁽²⁷⁾ そういう思惑とは別に、ベナンは当時ベトナムの阮福映陣営にとっては最寄りの軍需、物資補給の来源となった事実も認めなければならない。

嘉隆八年から九年にかけて(1809—10)阮廷からシャム宮廷に使した宋福玩、楊文珠の編集した暹羅国路程集録の涯海水程には岫嶠樟(Cù-lao Cau)として次の説明が見えている。

此硯大地，山崎疊嶂，林木茂盛，有花郎城官鎮守，多居民商壳，有造給板船六隻以防惡党，諸国商船常能泊入⁽²⁸⁾

ベトナム語でCù-laoは島のこと、Cauは檳榔のことであるから、Cù-lao Cauは檳榔嶼(ベナン)を指すことは勿論であり、花郎城官(英国の官憲)が守っており、更に海賊に備えて巡視船が六隻常時待機していたことが阮朝側に知られていた訳である。

次に筆者がここで取り上げたいのは1796、1798及び1801三年間の阮朝官船の下洲公務は

実際には何処へ行ったのかと言うことである。上引の寔録の史文によると、1796(丙辰十七)年の公務は該隊巴郎稀(Ba-lang-hy)と巴羅移(Ba-la-di)が派遣されて、下洲へ兵器の購入に赴いたことになっている。又兩人とも「均紅毛人」と付注があるが、この場合は「均富浪沙人」(均しくフランス人)とするのが正しい。兩名ともAdran主教・Pigneau de Behaineに従って阮福映に仕えていたフランス人で、その内、巴郎稀は正編列伝初集(k. 28)に見えている吧泥依(Ba-nê-y, 賜名: 阮文勝)かと思われるが、巴羅移は明らかにLaurent Barisy (Barizy) のことである。A. Lambが1804年のRobertsのベトナム訪問記に加えた解説の注によると、Barisyは1769年にBrittanyに生まれ、1793年から阮福映の陣営に参加し、西山政権との多くの戦闘に参加した。しかし彼の阮朝に対する主な貢献は海外から軍事資材を調達してくる才幹であった。彼はインド、マラッカ、及びマニラにその目的で何度も赴いているが、1796年の下洲公務も当然その海外出張の一つであった。⁽²⁹⁾

次に1798(戊午十九)年に命を受けて下洲に赴いた烏離為(O-li-vi)はL. Barisyと同じく阮福映に仕えたOlivier de Puymanelの事である。彼は1768年生まれで、1788年フランス海軍を脱走してインド支那に参り、間もなく阮福映の軍隊で高い地位を得、阮福映の信任が厚かったようである。⁽³⁰⁾ 寔録は兩人共に「往下洲採買兵器」とのみ記して、その具体的な内容に触れないけれども、1796—98年のBarisyとOlivierの公務はヨーロッパにおけるナポレオン戦争の煽りを受けて、寔録の記述とは程

遠いものであった。その経過について、A. Lamb は次のように記載している。

“1797年8月、Thomas 艦長指揮下の英国フリゲート艦 Nonsuch 号がベナン沖を航行中、ベトナム商船の Armida 号を捕獲、その積荷の砂糖を戦利品として没収した。Armida 号の指揮官は確かにフランス人の L. Barisy であったけれども、それはベトナムの阮福映のビジネスに係わることであって、阮福映はインド・コロマンデル海岸 Pondicherry 南のデンマーク属領 Tranquebar にある Harrop & Stevenson 会社を代理として、インドと貿易していたのである。Thomas 艦長は Armida 号をベナン港に曳航し、Barisy の抗議を顧みず、船、積荷諸共競売に付した。Barisy は大いに立腹し、カルカッタ迄赴いて総督の Sir John Shore に賠償を求めたが、総督は Thomas 艦長の行動を支持して譲らなかった。”⁽³¹⁾

“翌年（1798）阮福英に仕えていた別のフランス人である Olivier de Puymanel はカルカッタに参り、Barisy を弁護して、Armida 号の返還と損害の賠償を要求した。Olivier は従来ベトナム人は英国国旗を立ててベトナム港湾に來航した船舶を何時も厚遇したことを強調し、且つベトナムは中国の朝貢国であり、英国側のベトナムに対する非友好的な行動は広東で中国側の英国貿易に対する報復を誘致するであろうとも警告した。しかし総督は決定を下すことを躊躇い、この問題をロンドンでの裁定に委ねることとした。⁽³²⁾ 尚 Olivier はこの旅行からベトナムに帰還せず、1799年マラッカで赤痢に罹って死亡した。”⁽³³⁾

“Armida 号事件の解決は長引き、1799年阮福映はこの英国側の暴挙についてインド政府に、更にデンマーク人を通じて英国国王ジョージ三世に書簡を送り抗議をしたが、何れも到達しなかったようで、1803年に至るもまともな返事がなかった。”但し Lamb によると、Armida 号は最終的にはサイゴンに戻り、積荷の損失に対する賠償もなされたが、それが1803—04年の Roberts の來越前であったかどうかは明かでないとなしている。⁽³⁴⁾

こういう事実の推移から見ると、1801（辛酉二十二）年 Barisy（巴羅移）が再度下洲に「採買砲器」に派遣されているのも Armida 号事件と関係があるのかもしれない。しかし Lamb によると、1801年の始め阮福映が前線に出動していた間に Barisy は有力な将領と衝突し、捕らえられて首かせの刑に処せられたが、間もなく釈放され阮福映の信頼を回復した。更に同じ年の後半、Barisy は西山との作戦に参加し、ユエ（順化）の占領に成功したが、翌1802年には死去したので、1801年夏 Barisy が果たして下洲に赴いたのかどうか、疑問視される点もあるが、彼は晩年阮福映陣営に武器、軍事物資、軍隊の制服等を供給し有利な商売を営んでいたマドラス在の Abbot & Maitland 商会の越南代理人ともなっていたという。⁽³⁵⁾

以上1796—1801年に掛けて Laurent Barisy と Olivier Puymanel 等による一連の所謂下洲公務の実情、即ち Barisy 搭乗の阮福映陣営の商船 Armida 号がベナン沖で英国のフリゲート艦によって拿捕され、ベナンで競売に付せられたこと、又その事件解決のため Barisy や

Puymanel がカルカッタまで赴いて東インド会社当局と交渉を重ねたこと、そのPuymanelは1799年マラッカで病死したこと等の事実を総合して考えると、寔録に見える下洲は元来ペナンとマラッカ(1795-1818年東インド会社に帰属)を指したものである。次に明命四年(1823)平波、定浪両船の出洋はシンガポール開港後最初の派遣であり、派遣先もシンガポールであったと思われるのに、依然として「下洲公務」として扱われたと言うことは取りも直さず、阮朝の史官は下洲を以てマラッカ海峡における英国属領の全部を総称した者と解すべきであろう。明命十三年(1832)の明命帝の諭に「下洲諸島、土地瘠瘠云々」と見えているのはその左証である。その後の用例を見ても、明命十三年(1832)正月には下洲に、同年十月には新嘉波に別々に官船が派遣されている。この事実から推測されることは、新嘉波はシンガポールだけを、下洲はシンガポールのみならずペナン、マラッカをも含めた海峡植民地(Strait Settlements)を指した者と見るべきで、これを一途に阮朝史官の杜撰に帰するのは当たらないと思われる。但しこれは飽くまでも原則的なことで、その間にはかなりの例外もあったことに注意せねばならない。例えば、明命十七年(1836)十一月条で難破した英国船員を送り届けた「下洲埠頭」とは、シンガポールが華商の間で「新埠頭」とも呼ばれたことを想起するならば、これはシンガポールを指したのに間違いなく、又明命十二年(1831)十一月条のように檳榔嶼と下洲を分けている例もあり、一方明命十七年(1836)十一月条の如く、下洲の名を出さず、官船の行き先を新嘉波、檳榔嶼と併記した例

も存するのである。

附 註

- (1) 史学院翻訳組、大南寔録越南語訳本、第二集、正編、第一紀、
(Tô Phiên-dịch, Viện Sử-học, Đại Nam Thực Lục, Tập II, Chính-biên, đệ nhất kỷ I, 1963, Hanoi), p.78, n.1
- (2) 同上, p.129, n.1
- (3) 拙注、尚德者纂、咬嚼吧総論、史学、k. 22, No1, p.73
- (4) 大南寔録越南語訳本, p.183, n.1,2
- (5) Alastair Lamb, The Mandarin Road to Old Hue, 1970, London, p.180
- (6) Ibid., p.192
- (7) 大南寔録越南語訳本, p.257, n.1
- (8) 吳華、柔佛新山華族会館志、新加坡、1977, p.1
- (9) Joginder Singh Jessy, History of S. E. Asia, 1824-1965, Lunas, 1985, p.127
- (10) 大南寔録越南語訳本, p.294, n.2
- (11) 大南正編列伝初集, k.28, 1b-2a
- (12) 同上, k.28, 2b
- (13) 大南正編列伝二集, k.18, 21a; Nguyễn Thế Anh氏の御教示による。
- (14) 大南寔録越南語訳本, p.64, n.1
- (15) 同上, p.58, n.1,2
- (16) A. Lamb, op. cit., p.262
- (17) Wong Lin Ken, The Trade of Singapore 1819-69, Journal of the Malayan Branch, Royal Asiatic Society, vol. XXXIII, part 4, Dec. 1960, p.154-157
- (18) 大南寔録越南語訳本、第一集, p.78, n.1
- (19) 同上, p.294, n.2
- (20) A. Lamb, op. cit., p.236-237
- (21) Ibid., p.227
- (22) Ibid., p.255-277
- (23) Ibid., p.244
- (24) 幸田成友、日欧通交史、昭和17、東京、

p.94

- (25) 拙注, 咬啗吧總論, 史學, k.22, Na1, p.74
- (26) 李鍾珏, 新嘉坡風土記, 南洋珍本文獻之一, 民國36, 新加坡
- (27) Joginder Singh Jessy, op. cit., p.122
- (28) 陳 荊和, 木村宗吉共注, 宋福玩, 楊文珠共輯, 暹羅國路程集錄, 東南亞史料專刊之二, 1966, 香港, p.56
- (29) A. Lamb, op. cit., p.181, n.2
- (30) Ibid., p.180, n.2
- (31) Ibid., p.191
- (32) Ibid., p.191—192
- (33) Ibid., p.180, n.2
- (34) Ibid., p.192, n.2
- (35) Ibid., p.181, n.2

(1989年11月25日稿了)

阮朝初期の「下洲公務」に就いて (摘要)

陳 莉 和

1) 大南寔録正編の第一、二、三紀、即ち嘉隆、明命、紹治三朝のほぼ60年間 (18世紀80年代から19世紀40年代) ベトナムと東南アジア各地との通交に関する記載の中で、しばしば阮朝の官船が公務で出向いた地名として「下洲」が現れている。

2) 阮朝の三圻統一前、「下洲公務」の目的は純然たる兵器、軍需の調達であったのに対して、統一後の嘉隆年間 (1802—20) には官船を下洲に派遣した記録が見当たらない。一方明命四年 (1823) から再開され、紹治六年 (1846) まで続いた下洲及びその他地域への公務の目的は水軍兵員の航海訓練、国際情報の収集と内務府の必要とする物資、物品の調達が主な目的であったと寔録では称しているが、実は宮廷による官営貿易の為でもあった。その他に捕獲した海賊の遣送、ベトナム逗留中の洋人の送還、留学生の派遣と蒸気船の購入等が挙げられる。

3) 重要物資の確保と対外貿易独占の見地から、阮朝政府は嘉隆八年 (1809) から国産の食米と金銀、銅銭、塩、瑠璃、沈香等の外販やベトナム商民及び居留の清国商人が勝手に下洲やシャムに赴いて貿易することを禁じ、シャム、下洲の商船が広義以北の港に出入りすることも禁じたのであるが、政府の下洲公務が進展するに従って、南圻方面のベトナム商人や清商が競って下洲に出掛けて米穀を密輸出し、その見返りとして阿片を密輸入する悪風潮を生じ、それがなかなか是正されないことから次代の嗣徳帝をして、新たに英国の植民地・自由港として1842年から出現した香港に眼を向けさせる転機となった。

4) 1788—1846の58年間に阮朝の官船は下洲に18回、新嘉波に6回派遣されているが、ベトナム史学院翻訳組による大南寔録越南語訳本は1788、1898両年の寔録の記載に見える「下洲」を新嘉波 (Tan-gia-ba、即ちシンガポール) と比定する錯誤を犯している。(周知の如くシンガポールの開港は1819年である。) 一方明命十三年 (1832) 十月条から見える「新嘉波」は明らかにシンガポールのことであるが、この名称が出現した後も下洲の名は1840年まで併存し、例えば、明命二十一年 (1840) 正月には下洲に、同年十一月には官船が新嘉波に派遣されている。

5) 寔録に見える種々の事例を検討して推考するに、阮朝の史官は下洲を以てシンガポール開港前のペナン (1786年開港) とマラッカ (1795—1818英国東インド会社に帰属) を指し、シンガポール開港後は「新嘉波」を以てシンガポールだけを指し、下洲はシンガポールのみならず、ペナン、マラッカをも含めた海峡植民地 (Strait Settlements) を指したものである。